

政策名	5安全な港		責任者	企画調整室 計画担当課長	連携担当課
基本施策名	08施設の安全性・信頼性の向上				
個別施策名	24海岸保全施設の機能を維持・強化する		連絡先	052-654-7911	
事務事業名	01海岸保全区域の変更				

1 PLAN(目的・概要)

目的	海岸保全区域を変更し、適切な海岸の管理・保全を図ります。	事業期間	平成19~22 [※] 年度 <small>※「その他特記事項」参照</small>
概要	三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に位置づけられた防護ライン(防潮壁)に海岸保全区域を変更し、適切な海岸の管理・保全を図ります。	根拠法令・要綱等	海岸法第3条
		実施義務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2 DO(実施)

21年度の実施内容 【及び22年度の実施予定】	中川運河以東において、原案作成の調整を行いました。 (中川運河西側において、平成20年度に手続きを完了しております。)							
活動指標	年度	19	20	21	22	最終目標	-	備考(指標の算定方法など)
海岸保全区域の変更 手続きの進捗状況(中川運河以西)	単位	目標	1	3			(累計)4	◇目標年度: 中川運河以西:20年度(完了)、同以東:22年度
	工程	実績	1	3				
海岸保全区域の変更 手続きの進捗状況(中川運河以東)	単位	目標		0.5	1.5		3 (累計)4	以下の変更手続きにおける実施工程数。①原案作成、②国協議、③愛知県協議、④公示。
		実績		0.5	0.5			
事業費	千円	0	0	0	0			
人員 正規職員	人	0.54	0.54	0.11	0.45			
	嘱託職員	人						
人件費相当額	千円	4,690	4,736	944	3,950			
事業費・人件費の合計	千円	4,690	4,736	944	3,950			

3 CHECK(検証)

決算ベース(H21は見込) ← → 予算ベース

成果指標	年度	19	20	21	22	最終目標	-	備考(指標の算定方法など)					
海岸保全区域の変更 進捗率(中川運河以西)	単位	目標	25	75			(累計)100	◇目標年度: 中川運河以西:20年度(完了)、同以東:22年度					
	%	実績	25	75									
	達成率(%)		100.0	100.0									
海岸保全区域の変更 進捗率(中川運河以東)	単位	目標		12.5	37.5		75 (累計)100	海岸保全区域の変更手続きの実施工程を把握することで事業の進捗度をみます。進捗率は手続きの実施工程数÷予定工程数で算出します。					
	%	実績		12.5	12.5								
	達成率(%)			100.0	33.3								
観点	課題の有無	現状の「見える化」					その他特記事項						
必要性	組合関与の必要性	有・(無)	・海岸保全区域は高潮災害(高潮や侵食等)から後背地を防護すべき海岸について指定される区域である。よって、海岸防護の観点からある一定度の土地利用規制を図る必要があることから、港湾の管理運営上、必要となる事務事業です。					※検証委員会・分科会で対象区域の変更の可能性があったため、目標年度を21年度から22年度に修正変更しました。					
	目的・水準の妥当性	有・(無)											
	利用者などの対象者ニーズ	有・(無)											
有効性	成果の達成度	(有)・無	・関係機関との協議の進捗により、成果の達成度が低いため、関係機関との協議を早期にまとめる必要があります。										
	内容の妥当性	有・(無)											
効率性	実施主体の妥当性	有・(無)	・法律に基づいた手続きに沿って進めており、特に効率的な見直しの余地は少ないと考えます。										
	受益者負担の適正性	有・(無)											
	経済性	有・(無)											

4 ACTION(取組)

事務事業の方向性	取組の方向性(「継続」・「延伸」事業のみ)				判断の理由
<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 延伸 <input checked="" type="checkbox"/> 22年度で終了 <input type="checkbox"/> 休廃止	成果	拡大			遅れている関係者調整を図り、年度内に終了させるため。
		維持			
		縮小			
	縮小	維持	拡大		
	コスト				
今後の取組内容 ・改善策 ・スケジュールの建て直し等	海岸保全区域の見直し手続きについては、関係機関との迅速な対応により、平成22年度中を目標に指定手続きを行う予定です。				